

# 公立図書館の社会的役割

——生産、流通、保存——

## Social Mission of Public Libraries

——Production, Distribution, Archive of Contents——

杉本節子・北 克 一\*<sup>1</sup>

### 1. はじめに

2010年は「電子書籍」元年といわれ、米国ではアマゾン社の電子書籍売上が、クリスマス・シーズンの12月には、通常書籍の販売を上回ったとの報道も行われた。また、日本でも多くの電子書籍販売サイトが立ち上がり、電子書籍の「離陸」が期待されている。

一方、日本の電子書籍市場の現状とその背景を見ると、公立図書館でも電子書籍の導入・提供が徐々に進みつつある。本稿は、この日本の公立図書館における電子書籍について、生産、流通、保存の側面から検討、考察を行う。基本的な視座は、知識の公共性と知的所有権とのバランスにある。

図書館法第2条には、「図書館」とは、「図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設」とある。電子書籍時代のこの図書館法の意味も考察の対象とする。

---

\*1 大阪市立大学大学院創造都市研究科

## 2. 電子的書籍の種別

### 2.1 電子書籍の技術区分

電子書籍をコンテンツの技術的側面から見ると、次の5区分がある。

(1) テキストファイル：最も基本的な「電子書籍」であり、互換性、可搬性も問題がない。ただし、文字列のみによるコンテンツ表現に大きな制約がある。なお、この延長線上に **Word** などに代表されるワープロソフトによるファイルがあるが、基本的には特定メーカーのソフトウェア依存である。しかしデファクト・スタンダードの位置にある **Word** 等に対しては、例えば「**OpenDoc**」のようにファイル互換ソフトウェアが次々と開発されており、概ねのコンテンツ内容は可搬性が保障されるように考える。

(2) スキャン画像系ファイル：国立国会図書館の大規模電子化ファイルから、個人作成の画像ファイルまで幅広い範囲のファイルが存在する。複数のデータ圧縮形式が並存するが、現時点ではファイル可搬性は保持されている。ただし、画像関係の技術進展は早く、その時点での電子化技術制約があり、画像データの画素数などの陳腐化は早いが、少なくともファイル作成時点の情報の上位互換性はある。

(3) **PDF** 系：**DTP** ファイルからの作成ファイルなど。図表、レイアウトなどは保持される。ただし、アドベ社の特定テクノロジー **Acrobat** 群に依存する。今後の技術標準となる **HTML5** の普及との関係も懸念される。なお、アップルは2007年発売のアイホン、2010年発売のアイパッドからフラッシュ・プレイヤーを排除している。例外的にユーチューブだけは **iOS** 専用のアプリケーションで閲覧可能である。アドベ社のフラッシュ・プレイヤー等の特定メーカーが、次期 **Web** 生態系のプラットフォームになることを排除しようとする戦略である。なお、アドベ社は米国時間、2011年11月9日に携帯版フラッシュの開発終了を発表した。今後は **HTML5** に対応していく、とのアナウンスである。クラウド・コンピューティング環境におけるモバイル市場の技術的プラットフォームの覇権争

いであり、アップルの「[ゴリ押し] 勝利」である<sup>1)</sup>。

(4) XML系 (EPUB など) : リフローが可能、文字主体コンテンツ向き。電子書籍との関係においては、EPUB3は、米国の電子出版業界団体IDPF (International Digital Publishing Form) が策定を進めている電子書籍ファイルフォーマット規格「EPUB Version 3.0」の略称であり、現在は Ver.2.01 が正式版である。規格そのものが完全にオープンでライセンスフリーであるということや、アップルやグーグルにも正式採用されていることもあり、欧米の電子書籍市場では実質の業界標準フォーマットになっている。

次期バージョン EPUB3 は、2011年5月に Proposed Specification 版が仕様公開され、すでに対応の電子書籍ビューワが多く登場している。EPUB3 では、従来未対応だった縦書き・ルビ対応などが実現されているため、国内の電子出版業界からも注目されている<sup>2)</sup>。

(5) マルチメディア・コンテンツ : 文字、音声、画像データなどの多様な組合せ、リッチコンテンツとも呼ばれる。多くのファイル規格の連携がされているマルチメディア・コンテンツにおいては、電子書籍、電子雑誌、電子新聞という出版業界の枠を超えて、放送、映画等の多様なコンテンツとの差異が融けてくる。アナログ媒体時代の各メディアのステークホルダーの「格闘場」である。

以上を整理して、図1に示す。

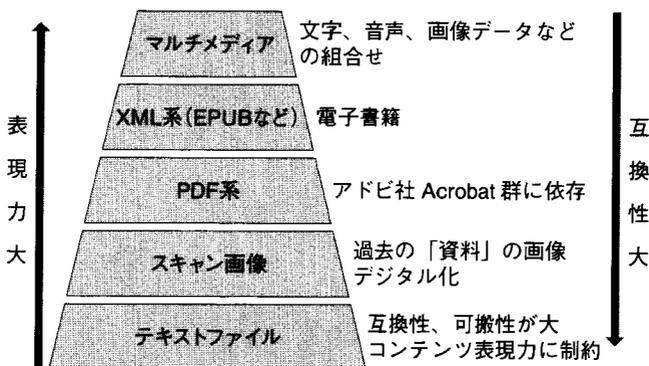


図1 電子書籍の技術区分

電子書籍はこのように多様な技術、コンテンツ、ファイル群の組合せである。ファイル互換性、可搬性、保存性などは、取り上げた順に困難になる。また例えファイル互換があっても、実際の頒布（閲覧）ファイルには独自の DRM（Digital Right Management）で「包装」がされている。この点でも可搬性、保存性など多くの課題を残していることを指摘しておきたい。

本稿では、上記の電子書籍群の内、主として XML 系（EPUB など）を取り上げ、これを電子書籍として論及する。なお、マルチメディア・コンテンツは、図書の新しい形としての電子書籍というよりも、映像系（映画、テレビ放送など）コンテンツのネットワークによるコンテンツのパッケージ流通として扱うのが現時点では適切であろう。これについては、稿を改めたい。

## 2.2 電子書籍のフォーマット

### 2.2.1 デジタル・ネットワーク社会における出版物の利活用の推進に関する懇談会

2010年3月10日、総務省、文部科学省、経済産業省は、合同で「デジタル・ネットワーク社会における出版物の利活用の推進に関する懇談会（以下、3省懇）」を発足させた<sup>3)4)</sup>。内実は、3省庁+国立国会図書館と利害関係者との課題検討、意見調整の場である。「技術に関するワーキングチーム」（以下、技術 WT）及び「出版物の利活用の在り方に関するワーキングチーム」（以下、利活用 WT）の2つのワーキングチームを設け、6月28日に報告書『デジタル・ネットワーク社会における出版物の利活用の推進に関する懇談会 報告』（以下、『報告書』）を提出している。

『報告書』の提言骨子は、次の通りである。

技術 WT では、次の内容が論議されている。

#### (1) 中間（交換）フォーマット

電子出版における日本語基本表現に係る国内ファイルフォーマットの中間（交換）フォーマットの共通化をはかるため、「電子出版日本語フォーマット統一規格会議（仮称）」を設置すること。また、米 IDPF が定め欧

米で広く使われている「EPUB」や HTML5 についても、日本語への対応状況を見極めつつ対応を検討する。

中間フォーマットにより、電子出版におけるコスト削減、作成期間の短縮が可能となり、電子出版物を多様なプラットフォーム、電子書籍端末で活用できる、とする。

複数の端末やプラットフォーム間で相互運用性を確保するため、API (Application Program Interface) をオープン化することを検討する。

## (2) 権利処理

電子出版物など、出版物の権利処理の円滑化による取引コストの削減と利害関係者に対する適正な利益還元をはかるため、著作者や出版者等で構成する「著作物・出版物の権利処理の円滑化推進に関する検討会議（仮称）」を設置すること<sup>5)</sup>。

## (3) 書誌情報

紙の出版物、電子出版物の双方を扱う書誌情報 (MARC) フォーマットの確立のため、「電子出版書誌データフォーマット標準化会議（仮称）」を設置すること<sup>6)</sup>。

## (4) 電子書籍の貸与

デジタル・ネットワーク社会における図書館（国立国会図書館、公立図書館等）の公共サービスの在り方を検討する「デジタル・ネットワーク社会における図書館の在り方検討協議会（仮称）」を設置すること<sup>7)</sup>。また、個人の電子書籍についての私的権利についても検討すること。

利活用 WT のほうは論議中として、次の課題を論点整理している。

- (1) 著作権の集中管理システムの在り方
- (2) 出版社の著作隣接権付与<sup>8)</sup>
- (3) 共通ファイルフォーマットや文字コード体系
- (4) 違法・有害情報への対応
- (5) 書店の活性化
- (6) 図書館と民間の役割分担
- (7) 「知のアクセス」のアクセシビリティ確保

この報告を経て、「電子出版日本語フォーマット統一規格会議（仮称）」

が発足した<sup>9)</sup>。この「フォーマット統一」に対して、「PDF で充分ではないか？」とか、「EPUB が実質標準になるのに、日本国内専用のガラパゴス規格を作成してどうするのか？」などという批判が出ている<sup>10)</sup>。しかしこの統一フォーマットは、ユーザーに電子書籍の可搬性を保障する「閲覧フォーマット」のことでなく、電子書籍流通のための「変換（中間）フォーマット」である。

## 2. 2. 2 日本の電子書籍におけるフォーマット

日本の電子書籍におけるフォーマット状況を整理しておく。市場に出回っている電子書籍のフォーマットは PDF 以外には、ボイジャー社による「.book」フォーマット、シャープが推進する「XMDF」フォーマットがある。両社のフォーマットは共に、日本語書籍における縦書き、ルビ、禁足表現、外字などに対応している。ここで、「.book」フォーマット、「XMDF」フォーマットは共に、電子書籍のマルチデバイス市場での展開を企図した閲覧フォーマットである。

一方、マルチデバイス環境での電子書籍の利用を考慮すると、PDF はリフロー機能<sup>11)</sup>の実現が困難である。逆にグラフィック雑誌などのタブレット端末向け、レイアウト固定コンテンツなどではよく使用されている。

「電子書籍のフォーマットが乱立しており、電子書籍の出版社は複数のフォーマットに対応するために大きな負担を負い、電子書籍市場の普及に足かせになっている。」という言説をよく聞く。フォーマット戦争では、例えば「VHS vs. ベータ」戦争が耳目に新しい。しかし、この場合はビデオ情報の論理フォーマットが異なっただけでなく、保存媒体の物理的な形態も異なっていた。すなわち、ビデオ関連機器メーカーにとっては、両フォーマットに対応できる電子機器を製造することは大きな困難であり、世界を二分して陣営困い込み「戦争」が繰り広げられた。

電子書籍においては頒布のための記録媒体は存在せず、ネットワークを介してのダウンロード利用及びストリーミング利用である。また今後は、すでに音楽市場や映像市場で先行しているクラウド型利用が進展していく。クラウド型利用においては、電子書籍のファイル実態はサーバー側にあり、ユーザー認証と電子書籍権利情報の紐付けによって「読書」環境が

保障される。

以上を総合すると、電子書籍の閲覧フォーマットは電子書籍端末側のソフトウェアによるマルチフォーマット対応という道筋が見えてくる。事実、ソニー端末は XPDF、EPUB、PDF に対応しているし、シャープ端末も XPDF、EPUB、PDF に対応している。こうしたマルチフォーマット対応は、さらに拡大していくであろう。

一方、出版社などの電子書籍コンテンツ提供者側から見れば、各種のフォーマット間にはレイアウト機能などの細かいレベルでの「差異」が存在し、複数フォーマットへ対応しようとする電子書籍データの個々フォーマットに応じて「編集・校正作業」が生じる。

また、電子書籍端末機メーカーとしては、諸フォーマットに技術的にソフトウェアで対応可能ということと、セグメント化された小さな市場との相克を抱えている。

しかし、2011年度の電子書籍市場は、『電子書籍ビジネス調査報告書2011』<sup>12)</sup>によれば、650億円とされ、その内、電子書籍端末向け市場は25億円であり、2012年で60億円程度と推計されている。この「離陸途上」の市場において、出版社が複数の電子書籍閲覧フォーマットに対応するのは出版事業として成立が難しい。ただし、同調査報告書の推計では、2015年度には1,500億円市場に拡大するとされており、長期の出版不況下において大きな期待が寄せられており、多くのステークホルダーが参入している。

現状では出版社側は、電子書籍コンテンツを単一のフォーマットに対応させ、販売機会の最大化のために自社採用フォーマットに対応する電子書籍流通に対して、複数チャネルでコンテンツ提供を行う戦略を採用することとなる。

### 2.2.3 電子書籍の交換フォーマット

電子書籍の交換フォーマット開発は総務省からの委嘱を受け、電子出版日本語フォーマット統一会議（仮称）」において、日本電子書籍出版社協会（2010年2月発足。以下、電電協）が事務局をつとめている。

ここで開発目標とされている交換フォーマットとは、出版社側での制作

フォーマットと流通側での閲覧フォーマットとの相互互換を保障する「交換（中間）フォーマット」である<sup>13)</sup>。

制作側は、**XMDF**、**.book**、**EPUB**、**InDesign** など任意の規格フォーマットの元にコンテンツを作成し、中間フォーマットを介して流通側に電子書籍コンテンツを渡す。流通側では再び、**XMDF**、**.book**、**EPUB** など任意のフォーマットに戻し、閲覧フォーマットとして **DRM** で「包装」して、販売、頒布する、という仕掛けである。

先の3省懇の『報告書』では、「本懇談会において、日本語表現に実績のあるファイルフォーマットである「**XMDF**」（シャープ）と「ドットブック」（ポイジャー）との協調により、出版物の作り手からの要望にも対応すべく、我が国における中間（交換）フォーマットの統一規格策定に向けた大きな一歩が踏み出された」としている<sup>14)</sup>。

西田はこれを「現行の **XMDF** およびドットブックの、実質的なオープンフォーマット化」と評し、現在日本で蓄積されている約 30,000 点の **XMDF** とドットブックのデータを活用し、今後につなげるための策」としている<sup>15)</sup>。

しかし、今回の中間フォーマットの対象は、例えばシャープであれば **XMDF2.0** であり、雑誌などのレイアウト要素の強いコンテンツに使用されている **XMDF3.0** 以降のバージョンではない。実質は、文字物を中心とする中間フォーマットである。

さらに技術的な内容に踏み込めば、この中間フォーマットは例えば **XMDF2.0** を主たる対象の一つとしているため、**XMDF2.0** の機能内に機能限定がされ、**EPUB3.0**（ドラフト案）で実現している文章の構造化機能を持たない。さらには、**EPUB3.0** の先に見える **HTML5.0/CSS3.0** への展望が持てない<sup>16)</sup>。この意味では、立ち上がりつつある現在の電子書籍市場にともかくも当面对応を企図した出版業界の同床異夢フォーマットではないか。

オブザーバー参加の国立国会図書館の対応には、慎重さを期待しておきたい。コンテンツの保存期間の意味が流通フローを主とする出版業界とは異なると考える。

## 2. 2. 4 電子書籍の販売、頒布と DRM

以上、制作側のフォーマットについて検討してきたが、一方、現時点では例えば A 社系プラットフォームで購入した電子書籍は、B 社系プラットフォームの電子書籍端末では読めない。これは電子書籍のフォーマット問題ではなく、各プラットフォームごとに DRM (Digital Right Management) がかかっていることによる。具体的には、各種電子書籍端末向けの閲覧フォーマットを DRM で「包装した」ものが、ユーザーに届けられる配信フォーマットである。こうした複雑な事態が電子書籍フォーマットを巡る論議に混迷をもたらしている。ユーザーから見れば、プラットフォームの相違で DRM によって電子書籍は分断されており、ユーザー ID と DRM に紐付けられている。

さらに、電子書籍コンテンツのデータとそれを読むビューア (アプリ) をセットで販売するモデルもある。アプリ・モデルであり、PC やアプリケーション追加可能なタブレット汎用端末、スマートフォン市場である<sup>17)</sup>。

一方、同一プラットフォーム内の複数電子書籍端末間で、電子書籍アクセス権の共有が技術的には可能である。これはネット認証と連携した DRM に埋め込まれた「カギ」により認証を行っていることで実現している。逆には、ユーザーは同一のプラットフォームを使用していれば、電子書籍端末を自由に移動できる。「囲い込みテーマパーク」での自由である。これは、ストリーミング型の電子書籍モデルでも同様である。

なお、米国での電子書籍市場は、技術的に独自 DRM を採用するアマゾン、アップルと、フォーマットに EPUB を使用し、DRM にアドビ社の ACS4 を使用するグーグル、ソニー、バーンズ&ノーブルの 3 陣営が対峙している<sup>18)</sup>。しかし、ソニーの電子書籍端末リーダー、リーダーストアは、米国で採用の DRM ではなく、日本では DRM マーリンを採用している<sup>19)</sup>。

ユーザー側から見れば、乱立と混迷状態の電子書籍市場であるが、いずれ覇者が見えてきた段階で、各種の電子書籍端末のビューアソフトウェアのバージョンアップという方法で、覇者の電子書籍フォーマット及び

DRM に電子書籍コンテンツは更新、対応がされるであろう。

技術的にはその萌芽は、アマゾンによる「Kindle for AppStore」に見て取れる。

図 2 に、電子書籍の編集フォーマット、交換（中間）フォーマット、閲覧フォーマットの関係を示す。

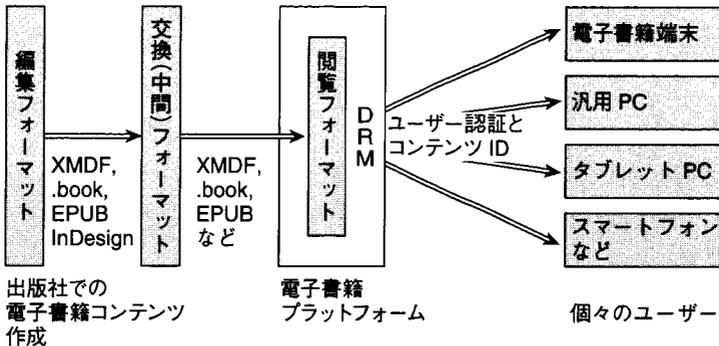


図 2 電子書籍の各種フォーマット

### 2.2.5 電子書籍における購入ユーザーの私的権利

ここでは角度を変えて、購入電子書籍に対するユーザーの私的権利について考察をしてみたい。紙書籍においては、購入者はその書籍を所有する。通常の商品販売と同じく所有権が移転する。その後は自己の所有物として、友人に貸す、贈与する、古書店等に売却するなど、いずれも個人の所有権の元に自由である。では、電子書籍の場合はどうであろうか？

電子書籍のプラットフォームの技術的側面によって、個々に検討を進める。

#### (1) 友人に貸与する場合

現在でもっとも普及しているプラットフォームである単独での通信機能を持たない電子書籍端末の場合は、ユーザーの PC にダウンロードし、電子書籍端末にコピーを行う手順となる。今後は急速に普及していく単独通信機能付き電子書籍端末においては、電子書籍端末で直接に電子書籍プラットフォームにアクセスし、ダウンロードを行う形態に移行していくであろう。一般的に考えれば、ユーザーの手元に購入した電子書籍のファイルが

あるから、所有権は移転していると見える。具体的な条件を設定し、検証をおこなう。

a. ダウンロード型電子書籍のプラットフォームの場合

自分の電子書籍端末を貸す場合は問題ない。しかし、これは自分の電子書籍「蔵書」を全体で貸すということになる。一方、特定の電子書籍ファイルを「貸す」ことは可能であろうか？同系列の電子書籍端末を友人が保有していれば、PCを介する場合には、システム側からはユーザーの2台目の電子書籍端末と認識され、ファイル転送は行われる。

通信機能を単独で持つ電子書籍端末の場合は、電子書籍のファイルはダウンロードした当該電子書籍端末にのみ存在するので、電子書籍端末間でのファイル転送となる。これについては、システムの的に可能かどうかは、今後に検証したい。

しかし、この両実態は、個人間での電子書籍ファイルのコピーであり、貸与ではない。電子書籍の権利者側では、「違法コピー」と認識されるであろう。電子書籍の本格的な普及時に大学、職場等での電子書籍「ブーム」を想起したら、権利者側では「悪夢」であろう。

b. ストリーミング型電子書籍のプラットフォームの場合

現在、一部の電子書籍プラットフォームで実施されている形態である。電子書籍 ID とユーザー ID/PWD が紐付けられている。自分の PC や電子書籍端末をそのまま貸すのは簡単である。また、自己のユーザー ID/PWD を友人に知らせるのであれば、可能である。しかし、これは自分の電子書籍「蔵書」を全体で貸すということになる。現状のストリーミング型電子書籍のプラットフォームにおいて、単独の電子書籍に対する「権利の譲渡」の仕組みはない。

c. クラウド型電子書籍のプラットフォームの場合

今後に進展していくと予想される形態である。電子書籍ファイルが、プラットフォーム提供者側に存在する点では、ストリーミング型と同様であり、検討内容も同一と考えられる。

(2) 友人等に譲渡する場合

技術的な手順は、上記の「友人に貸与する場合」と同じである。実際に

は、自己の電子書籍端末から電子書籍ファイルが消えることはないので、譲渡ではなく、コピーである。すなわち、電子書籍においては電子書籍ファイルの「貸与」と「譲渡」の間の区別は困難である。物理実態を持たず、「貸与」や「譲渡」によっても、元のファイルは自動的に消滅しない。完全に「閉じた」プラットフォーム－ハードウェアからソフトウェアまでを想定すれば、技術的には可能であるが、コントロールの費用／効果の問題が発生する。そしてなによりも、こうした「逆ユートピア」は、ユーザーの支持を得られないであろう。

### (3) 電子書籍を売却する場合

現在の電子書籍プラットフォームはこうした行為を想定しておらず、また、受け皿となる電子書籍の「古書」流通市場は存在しない。現在、電子書籍の「新刊書」刊行が約3万点／年間、累積点数も約3万点である。『電子書籍ビジネス調査報告書』<sup>20)</sup>によれば、2010年の日本の電子書籍市場規模は650億円とされ、その多くはコミックを中心としたケータイ向け電子書籍市場であり、本稿で取り扱う電子書籍は2010年約24億円、2011年65億円と推計されている。

ちなみに、紙の図書・雑誌の市場規模は、2010年には1兆8,748億円であり、雑誌は13年間連続してのマイナス、図書は4年連続してのマイナス成長である<sup>21)</sup>。

潜在的な成長が期待できる市場であるが、まだまだ「ニッチ市場」の段階であり、古書流通市場の立ち上がりには市場規模がない。このことは、20数年前から始まったビデオゲーム市場の変化を想起すれば、概ねの推測ができよう。

可能性としては、電子書籍プラットフォーム提供者による「買戻し」で実現する方法が簡便であるが…<sup>22)</sup>。

以上を総合すると、現状では権利者側は無限複製物の増殖の「悪夢」があらうし、ユーザー側では、紙書籍で簡単に可能であった行為が、電子書籍では多くが制約を受ける事態となっている。

### 3. 市場とそのステークホルダー

#### 3.1 電子書籍の市場

日本における電子書籍のステークホルダーは、合従連衡の状態にある。出版社、大手印刷会社、電子書籍端末メーカー、通信キャリア、大手書店、IT企業などが、単独、連合で個々のプラットフォームを立ち上げ、覇権を競っている。この点は、アマゾン、アップル、グーグル等に代表される米国の垂直型の電子書籍市場とは様相を異にする。表1に、国内の主な電子書籍サイトを示す。なお、これ以外に大手出版社単独、電子書籍関係IT企業単独、作家[達]など多様なサイト開設が試みられている。

表1 国内の主な電子書籍サイト

サイト名	運営会社	コンテンツ数	対応機種
Reader Store	ソニー	30,000点以上	ソニーリーダー、ソニータブレット
Book Web Plus	紀伊国屋書店	22,000点	アップル端末、アンドロイド端末、パソコン、ソニーリーダー
honto	大日本印刷、NTTドコモなど	50,000点	アップル端末、アンドロイド端末、パソコン
ガラパゴスストア	シャープ	39,000点	専用端末、アンドロイド端末
Raboo	楽天	28,500点	パナソニック端末、リーダー、コボ
Book Live!	凸版印刷、インテル	38,000点	アンドロイド端末、ウィンドウズホン、パソコン、iPhone

『日本経済新聞』2011年11月10日朝刊10面「ネット大手、電子書籍で激突」より

### 4. 電子書籍と公立図書館

本章では、公立図書館における電子書籍提供の現状やその提供モデルを検証し、現状の課題を見ていく。

#### 4.1 国立国会図書館と「長尾構想」

国立国会図書館の電子化の状況及び別途にアドバルーンが揚げられている「長尾構想」については、別稿ですでに論じた<sup>23)</sup>。

ここで収集面に焦点をおくと、同館の納本制度審議会答申においても、紙媒体、媒体型電子資料の法定納本制度を対象としたに留まらず、ネットワーク系出版物をもその収集対象とする方向で、構想は進行している<sup>24)</sup>。

ただし、その実質的な悉皆性が問われる。従来の紙書籍の商業出版物については、大手二大取次による「納本」が行われてきたが、すべての新規の商業出版物が、この二大取次を経由しているわけではない。また、支部図書館を介して収集している官公庁等の出版物は、提供側省庁の判断に委ねられている。以外にも、地方出版物や自費出版物などへと範囲を広げれば、国立国会図書館単独で悉皆的な全国の出版物の収集が不能であることは、論を待たない。これは例えば、国立国会図書館が運営する「ゆにかねっと」の基本書誌（国立国会図書館所蔵資料）と参加館書誌（国立国会図書館未所蔵の参加図書館の所蔵書誌、一部重複を含む）の総件数を外観すれば明らかである<sup>25)</sup>。

ここに、全国の公立図書館等を含めた図書館ネットワークによる「全国書誌」編纂の意味があるし、多くの公立図書館の「責務」の一つがある。

ただし、「長尾構想」のような電子書籍の全文データベースや、民間流通機構が成立した場合には、次の事態が考えられる。

#### 4.2 公立図書館の二層理念の変容

『中小レポート』、『市民の図書館』から『公立図書館の任務と目標 解説』まで、一貫して保持してきた「都道府県立図書館の二線論」は、電子書籍がネットワーク流通をする世界では、原理的に図書館協力モデルとしてはもはや意味を成さない。論理的には、未だ電子書籍化されていない、物理的な資料の範囲においてこのモデルは存続を続けることになる。

ただし、先述の悉皆的な収集側面及び累積電子書籍点数を考慮すると、

相当の長期間、相互補完的なモデルとして並存すると考えられる。

#### 4.3 公立図書館の試行的な電子書籍提供サービス

公立図書館における電子書籍の導入は、試験的導入と考えられる 2002 年の岩見沢市（北海道）、2005 年の生駒市（奈良県）を除いて、実際の図書館サービスとして導入計画を進めたのは、東京都千代田区立図書館新館が皮切りである<sup>26)</sup>。続いて 2011 年 1 月に堺市立図書館（大阪府）、3 月に萩市立萩図書館（山口県）が提供に踏み切っている<sup>27)</sup>。

以外に、総務省の平成 22 年度「新 ICT 利活用サービス創出支援事業」<sup>28)</sup>により、複数の実証実験が進められているが、いずれも「実験」段階であり、これ以上の言及は割愛する。

##### 4.3.1 公立図書館における電子書籍提供の現状

ここでは、公立図書館における電子書籍提供の現状は、次のような特徴を持っている。

(1) 公立図書館単位での年間のパッケージ契約である。提供電子書籍の点数、「複本」導入の是非等は年間契約で律される。

(2) 契約は、パッケージ契約した電子書籍への「アクセス権」であり、バックファイルへの図書館側の権利の条項は見当たらない。この意味では、有料データベースの年間での使用契約と異ならない。

(3) 特定の図書館パッケージシステムと「連動」しており、逆に言えば現状は相互の「ロックイン」状態にある。電子書籍サービス提供の企業主体からすれば、多くの図書館パッケージシステムと提携を望みたいであろうが、図書館パッケージシステム側メーカーからすれば、「どれだけの市場、図書館での需要があるか？」ということになり、「鶏／卵」状態にある。過去の「Wintel」モデルの域には遠いものがある。

(4) 契約した公立図書館は、電子書籍提供プラットフォームからすれば、コンテンツ・トラフィックの「導線」と対価の支払者にある。

(5) 電子書籍の導入の契約図書館は、年間単位で契約対象資料の「選書」を行う。しかし、提供メーカーの図書館総合システムが一般的に 5 年リリース契約であることを考えると、図書館総合システム側からの「ロックイ

ン」状態が懸念される。

(6) 契約電子書籍へのアクセスは、契約図書館の利用者に限られる。一見当たり前に感じるが、図書館界における図書館間の ILL での相互協力や、都道府県立図書館は第一線の市町村図書館を支えるという「理念」は、ここでは消滅している<sup>29)</sup>。

#### 4.3.2 電子書籍提供サービスの「選書」の課題

また、この電子書籍提供サービスの「選書」には、次の点で多くの問題を抱えている。

(1) 2011年11月末現在で、電子書籍プラットフォームを提供しているプラットフォームの平均的な「蔵書点数」は、約3万件である。今後の増加推計においても、年間で3万件程度の増加と推計される<sup>30)</sup>。

(2) 年間の紙書籍の新刊発行点数約8万件弱、入手可能な流通している紙書籍の約80万点に比して、余りにも電子書籍の「選書ベース」が小さい。外部から「所与の条件」として与えられた「選書ベース」の中での「主体的な」選書である。「図書館の自由」理念との説明責任が問われる。ただし、挑戦の図書館は評価したい。時代に「惰眠」で望む理念のみの先行者よりは、上質と考えるからである。

(6) また、例えば A プラットホームでの導入は、パブリックドメイン領域にある「青空文庫」なども有償コンテンツとなっている。また、導入書籍の単価も紙書籍に比して割高である。

この点においては、図書館への電子書籍アクセスサービスを提供する事業者は、プラットフォーム提供料金と、コンテンツ料金をアンバンドリングで明示する責任があるのではないか。

#### 4.4 電子書籍の保存と提供

電子書籍の保存という観点から見た場合、本稿で取り扱った電子書籍へのアクセス権獲得モデルでは、公立図書館側に電子書籍保存の意味はない。電子書籍の実態は、契約によりアクセス可能なプラットフォーム提供者側にあり、公立図書館側にはないからである。

なお、自館コレクションの電子化を独自に行った場合などは、単に電子

書籍ファイルを保存するだけでなく、電子書籍ファイルのバックアップ保持、中期的には電子書籍ファイルの保存媒体の移行などが必要とされ、大規模な電子化を進めた場合には、電子書籍の書誌データのみならず、保存メタデータ<sup>31)</sup>の保持も同時に必要とされることを付言しておきたい。

## 5. さいごに

知の公共性と知的所有権のバランスには、単一の絶対的な「正解」は存在しない。個々の時代によって、その時々社会においてバランスが取られる。20世紀末からの著作権法を始めとする知的財産権の強化の動向は、米国を筆頭に国家産業政策と合体し、留まるところを知らない。公立図書館は、地域コミュニティの社会的記憶装置として、一貫して知の公共性を担保する組織であった。

人々に共有される記憶は、時代、世代で異なるが、電子メディア環境の進展は、その輪切りされた記憶を日々に分断化している。

公立図書館が電子書籍と向き合う政策は、こうした分断に世代を超えて繋ぐ役割を果たすことが期待される。地域コミュニティの中にこそ公立図書館の原点が存在する。

## 注

- 1) 例えば、次を参照。
  - ・『日本経済新聞』2011年11月11日朝刊、7面「携帯版「フラッシュ」開発終了」
  - ・CNET Japan Newsletter, 2011年11月11日、「アドビ、モバイル版「Flash Player」の開発を中止」<http://japan.cnet.com/news/service/35010339/?tag=nl> [参照：2011. 11. 30]
- 2) text：村田真「連載 EPUB の国際規格化ライブメモ」第1～最終回。『OnDeck』創刊号（2010年12月22日）～Vol.8（2011年7月6日）までに詳しい。
- 3) 3省懇 HP [http://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/kenkyu/shuppan/index.html](http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/shuppan/index.html) [参照：2011. 11. 30]  
なお、3省の役割分担については、「総務省政務三役会議資料」の内、

「[デジタル・ネットワーク社会における出版物の利活用の推進に関する懇談会]の報告に係る具体的施策の各省分担について」(p.2-3)を参照。

[http://www.soumu.go.jp/main\\_content/000075996.pdf](http://www.soumu.go.jp/main_content/000075996.pdf) [参照：2011. 11. 30]

- 4) 3省庁以外に、国立国会図書館、携帯電話事業者、電子書籍端末メーカー、大手出版社、大手書店グループ、日本ペンクラブ、日本文藝家協会など、権利、利害関係のステークホルダーが網羅されている。
- 5) 重版未定図書、絶版図書、「孤児著作」等の権利情報、出版物の二次使用時の権利処理等、電子出版物を含む出版物の著作権の集中管理と処理を行うことが課題となろう。
- 6) 具体的には、国立国会図書館の JAPAN/MARC 仕様変更等と連携して具体的な検討と実証の推進である。

なお別途、総務省委託事業として、平成 22 年度新 ICT 利活用サービス創出支援事業として、日本書籍出版協会が「次世代書誌情報の共通化に向けた環境整備 [調査報告書] 2011 年 3 月 31 日」を出している。ONIX を核とした流通 MARC の調査、実証実験の 650 ページに及ぶ報告書である。

国立国会図書館の書誌情報との関連は、「5. 2. 2 国立国会図書館との連携」(p.588-589)で簡単に言及されている。これについては、稿を改めたい。

- 7) 著作権者、出版社、書店等の関係者間の合意を前提としているが、合意が得られたものから逐次実現に向けた取り組みを実施したい、とする。具体的には、国立国会図書館の蔵書の全文検索、公立図書館における電子出版物の貸与などである。
- 8) 現在、映画の製作者には頒布権、レコードの製作者にはレコード製作者の権利が、著作権法で認められている。ある意味では、法制定、改正時のロビー活動の「力関係」の反映ともいえる。
- 9) 2010 年 10 月 27 日、総務省は『平成 22 年度「新 ICT 利活用サービス創出支援事業」(電子出版の環境整備)に係る委託先候補の決定』を発表した。

[http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/01ryutsu02\\_01000005.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01ryutsu02_01000005.html) [参照：2011. 11. 30.]

その内の 1 つが「電子書籍交換フォーマット標準化プロジェクト」である。同プロジェクトは日本電子書籍出版協会が受託した。受託内容の範囲に、「国内ファイルフォーマット (中間 (交換) フォーマット) の共通化に向けた環境整備 (報告書で掲げられた「電子出版日本語フォーマット統一規格会議 (仮称)」の設置・運営を含む)」となっているので、

委託は「電子出版日本語フォーマット統一規格会議（仮称）」の運営を含んでいる。

ただし、2011年11月30日現在、「電子出版日本語フォーマット統一規格会議（仮称）」の活動実態は、インターネット上で確認ができない。

なお詳しくは、例えば次を参照。

INTERNET Watch「電子書籍の（なかなか）明けない夜明け 第4回 番外編：「電子書籍交換フォーマット」の正体を総務省に聞く」

[http://internet.watch.impress.co.jp/docs/column/yoake/20101104\\_404239.html](http://internet.watch.impress.co.jp/docs/column/yoake/20101104_404239.html) [参照：2011. 11. 30.]

また、電子書籍交換フォーマット標準化会議のHPで「電子書籍交換フォーマット Q&A」が掲載されている。概要を把握するのに簡便である。<http://ebformat.jp/qa.html> [参照：2011. 11. 30.]

- 10) 例えば、2010年11月16日、行政刷新会議による「事業仕分け」第3次における、総務省所轄「新ICT利活用サービス創出支援事業」の一部として、批判された電子書籍統一フォーマット論議がある。

なお、この「新ICT利活用サービス創出支援事業」は総額836,000,000円であり、中間フォーマットの開発に係る事業は約130,000,000円、EPUB日本語化に係る事業が約90,000,000円である。

- 11) リフロー機能は、画面サイズの異なる各種電子書籍端末において、適切な「流し込み」（表示変更）を保証し、ユーザーによる字体のサイズ変更などに対応する機能である。
- 12) OnDeck 編集部監修，インターネットメディア総合研究所編『電子書籍ビジネス調査報告書 2011』2011. 7, p.16-17.
- 13) 各国の国立図書館が開発し、その書誌レコードの頒布に使用している各種ナショナル MARC：MAchine Readable Catalog) の中間フォーマットとして UNESCO で開発された UNIMARC を想起すれば、中間フォーマットの問題が把握しやすい。
- 14) 3省懇の報告書『デジタル・ネットワーク社会における出版物の利活用の推進に関する懇談会 報告』2010年6月28日。[参照：2011. 11. 30.]
- 15) 西田宗千佳『電子書籍革命の真実：未来の本、本のミライ』エンターブレイン，2010. 12, p.125-126.
- 16) EPUB3.0ドラフト確定及びHTML5.0/CSS3.0。

電子書籍をめぐる技術動向で注目をすべきは、直接的にはEPUB3.0ドラフト確定であり、中期的にはHTML5.0/CSS3.0をめぐる状況である。順に確認をしておこう。

・EPUB3.0ドラフト確定

米国の電子出版業界団体 IDPF (International Digital Publishing

Form) が策定を進めている電子書籍ファイルフォーマット規格「EPUB Version 3.0」の略称。現在は Ver.2.01 が正式版である。規格そのものが完全にオープンでライセンスフリーであるということや、アップルやグーグルにも正式採用されていることもあり、欧米の電子書籍市場では実質の業界標準フォーマットになっている。

次期バージョン EPUB3 は、2011 年 5 月に Proposed Specification 版が仕様公開され、すでに対応の電子書籍ビューアが多く登場している。EPUB3 では、従来未対応だった縦書き・ルビ対応などが実現されているため、国内の電子出版業界からも注目されてきた。

#### ・HTML5/CSS3

HTML5 は、新しいオープン・プラットホームの基盤技術であり、ウェブを情報処理プラットホームに変える基礎である。従来の OS 上で動いていたネイティブ・アプリケーションとは異なり、ウェブ上で稼動するウェブ・アプリケーションの世界を開く。クラウド環境と組み合わせることで、マルチデバイス間でデータ等の同期を自動的に図る。現在はデファクト・スタンダードであり、いずれ W3C による追認規格化も想定内である。

なお、厳密な意味では、HTML5 はホームページの文章構造を指定するマークアップ言語であるが、本稿ではビジュアル要素を規定する CSS 3 やウェブ・アプリケーションの振る舞いを記述するジャバスクリプト用の API なども含めた広義の意味で HTML5 を使用する。

HTML5 の技術的な特徴は、1) ブラウザ上のジャバスクリプトで本格的な情報処理を実現する機能の導入、2) HTML 文章の論理構造の明確化、3) 異なるブラウザ間の互換性の実現の向上の 3 点である。

また HTML に関係するステークホルダーをその戦略側面から整理しておこう。グーグルの戦略は、基礎技術として HTML5 を採用し、従来のパソコンのネイティブ・アプリケーションの時代をウェブ情報社会へと「情報社会のルール」をパラダイム変更しようとしている。グーグルによって進められているのは、HTML5 を基礎としたウェブ・アプリケーションの時代である。

- 17) アプリ・モデルは、電子書籍ビューアと DRM 付きコンテンツを一体で頒布するモデルであるが、一方で、それに対する課金をプラットホーム基盤で行うか、外部課金とするかで攻防が繰り広げられている。

なお、大きな生態系を持つプラットホーム事業者に対して、次のような「ゲリラ戦術」も一部で試みられている。

例えば、AppStore において、アップル製品に対応したビューアのみをアプリケーション・プログラムとして無償配布し、電子書籍コンテンツ

- は別途に外部「電子書店」で販売する方法である。興味深いのが、ユーザー便利からして、大きく普及することは困難であろう。
- 18) 例えば、i-PAD 向けの電子書籍アプリは、電子書籍データと表示用のビューアアプリケーションをアップル指定の DRM 「FairPlay」で「包装」したものである。
  - 19) マリーンは国内家電業界で広く使用されている DRM である。ソニーグループの PSP 向けコミック配信や「アクトピラ」などの映像配信でも使用されている DRM である。
  - 20) 前掲 12)
  - 21) 参考：全国出版協会・出版科学研究所『出版指標年報』  
なお、1996 年が過去最高の 2 兆 6,563 億円の市場規模である。
  - 22) 電子書籍市場が DRM によって分断されている状態では、電子書籍プラットフォーム単位で「買戻し」が始まるしか考えられない。実現したとすれば、「ポイント付与」（ユーザーの囲い込み）のような方法であろう。また、市場規模が大きくなれば、電子書籍プラットフォーム間の提携も考えられなくはない。現実には、市場の規模と外部経済性の問題である。
  - 23) 湯浅俊彦、村上泰子、北 克一「電子書籍の諸相、図書館の立ち位置」『図書館界』63(2), 2011. 7, p.124-133.
  - 24) 国立国会図書館・納本制度審議会「答申－オンライン資料の収集に関する制度の在り方について」2010 年 6 月 7 日  
[http://www.ndl.go.jp/jp/aboutus/data/c\\_toushin.pdf](http://www.ndl.go.jp/jp/aboutus/data/c_toushin.pdf) [参照：2011-11-30]
  - 25) 「ゆにかねっと」は、国立国会図書館が運営する国立国会図書館と都道府県立図書館及び一部指定都市立図書館との総合目録である。詳しくは、国立国会図書館の HP を参照。
  - 26) 岩見沢市図書館に電子書籍の提供を行ったイーブックイニシアティブジャパンは、現在はコミックを中心とした事業モデルに移行している。  
<http://www.ebookjapan.jp/ebj/> [参照：2011-11-30]  
生駒市図書館に電子書籍の提供を行ったパブリッシングリンクは、次を参照。<http://www.publishinglink.jp/> [参照：2011-11-30]  
千代田区立図書館の電子書籍サービスについては、次を参照。  
<https://weblibrary-chiyoda.com/> [参照：2011-11-30]
  - 27) 堺市立図書館は、次を参照。  
<http://www.lib-sakai.jp/> [参照：2011-11-30]  
ただし、電子書籍サービスは次に転送される。  
<https://dnp-cms.d-library.jp/SKI 01/> [参照：2011-11-30]  
アドレスから外部の電子書籍プラットフォームとの契約であることが見

える。

- 28) 同事業については、次を参照。

[http://www.soumu.go.jp/menu\\_seisaku/ictseisaku/ictriyou/shinict.html](http://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/ictseisaku/ictriyou/shinict.html) [参照：2011-11-30]

- 29) 都道府県立図書館から、市町村図書館への協力貸出は成立しない。レッシングが指摘した技術制約が「コード」となる事例である。また、同様のジレンマは、電子ジャーナルを導入した大学図書館における NACSIS-ILL にも見られる。
- 30) 著作者の電子書籍刊行の著作権許諾の困難さを考えると、追加「蔵書」は現実には新刊書が中心となる。
- 31) 保存メタデータについては、例えば次を参照。

RREMIS 編集委員会編；栗山正光訳『RREMIS 保存メタデータのためのデータ辞書 第2.0版』日本図書館協会，2010.3.